

採択される！持続化申請書の書き方

～小規模事業者が販路拡大に使える補助金の概要と申請書作成ポイントを学ぶ～

自社の現状認識からはじまる、未来創造！経営計画策定

経営環境の変化に応じた事業経営を行っていくためには、まず自社の事業構造の分析を把握したうえで、今後の経営戦略の立案や具体的な方策を展開していかなければなりません。本セミナーは事業環境に応じた持続化経営を行うのに必要となる経営計画に基づく、販路開拓に要する経費が上限 50 万円まで補助される「小規模持続化補助金」の概要や申請に必要な経営計画作成のポイントなどをお伝えするセミナーを開催いたします。販路開拓での売上アップ計画をお考えの小規模事業者の皆様、是非ご参加下さい。

●日時 平成28年 4月 8日（金）
開催時刻：15：00～17：00

●場所 庄原商工会議所 会議室

●受講料 無料

●講師 (株)藤井事務所 代表取締役
中小企業診断士 藤井 好宏 氏

★藤井好宏氏プロフィール★

北九州市立大学商学部卒業後、日新火災海上保険(株)を経て、平成5年(株)藤井事務所の代表取締役となり、宅地建物取引業中心から、併設のオフィス藤井(社会保険労務士・行政書士事務所)との連携により、中小企業のトータルサポートへとシフト。平成20年より4年間、広島県中小企業再生支援協議会のサブマネージャーなども経験し、企業の経営サポートはもとより、講演活動や専門家派遣として各種団体から業務を受けての活動を日々こなしている。頑張る人の“夢”と“元気”をサポート



<小規模事業持続化補助金>

- 小規模事業者が、販路開拓などの取り組みに対して対象経費の3分の2以内で最高50万円を国が補助する制度です。
- 具体的には、販路開拓用のチラシ作成、商品パッケージ製作、集客力を高めるための設備導入などの費用を補助します。
- 雇用者の増加や買物弱者対策、海外展開に取り組む場合、1件あたりの上限額が100万円となります。

※従業員が20名以下
(商業・サービス業は5名以下)

最高 50万円 (対象経費の3分の2以内)

雇用対策・買物弱者対策・海外展開に取り組む場合上限が100万円

平成28年4月8日開講 「採択される！持続化申請書の書き方」受講申込書

庄原商工会議所 行 FAX 0824-72-6608

住所：庄原市東本町1-2-22

事業所名		参加者名 ふりがな ()
業種		
住所		
電話		

ご記入いただいた個人情報については、商工会議所からの各種連絡、情報提供のために利用するほか、セミナー等参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。